

令和6年4月から65歳以上の方の 保険料が変わります

南部町では、第9期介護保険事業計画(令和6～8年度)の策定をしました。令和6年度から令和8年度までの65歳以上の方の介護保険料を改定し、基準額を67,200円としました。(第8期期間中の基準額は69,600円)

介護保険事業計画では、65歳以上の人口や要介護認定率等から今後の介護保険サービスの利用量を推計し、町で必要な介護保険サービスの総費用を算出します。この介護保険サービスの総費用を基に介護保険料の「基準額」を決定し、介護保険料は「基準額」を中心に所得に応じて設定されます。

私たちの暮らしを支える介護保険制度は、住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるように、また介護が必要になっても安心して生活が出来るようにお互いに支え合っていく制度です。65歳以上の方が納める保険料は、制度運営に欠かせない大切な財源です。制度の健全な運営のために皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

基準額の決まり方

南部町で必要な
介護保険サービスの総費用

×

65歳以上の方
の負担分23%

÷

南部町に住む65歳
以上の方の人数

=

南部町の
基準額

南部町の令和6年度～8年度の介護保険料の基準額 5,600円(月額)

所得段階	対象になる方	保険料率	月額 (参考)	年額	参考 年額 (令和5年度)
第1段階	・生活保護を受けている人 ・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 ・世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.285	1,596	19,160	20,880
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で 課税年金等収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の人	基準額×0.485	2,716	32,600	34,800
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で 課税年金等収入額と 合計所得金額の合計が120万円超の人	基準額×0.685	3,836	46,040	48,720
第4段階	・本人が住民税非課税で、世帯に住民税課税者がいる人で、 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	基準額×0.9	5,040	60,480	62,640
第5段階	・本人が住民税非課税で、世帯に住民税課税者がいる人で、 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超の人	基準額	5,600	67,200	69,600
第6段階	・本人が住民税課税で、 合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.2	6,720	80,640	83,520
第7段階	・本人が住民税課税で、 合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.3	7,280	87,360	90,480
第8段階	・本人が住民税課税で、 合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.5	8,400	100,800	104,400
第9段階	・本人が住民税課税で、 合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額×1.7	9,520	114,240	118,320
第10段階	・本人が住民税課税で、 合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額×1.9	10,640	127,680	-
第11段階	・本人が住民税課税で、 合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額×2.1	11,760	141,120	-
第12段階	・本人が住民税課税で、 合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額×2.3	12,880	154,560	-
第13段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が720万円以上の人	基準額×2.4	13,440	161,280	-

※月額保険料は基準額を12ヶ月で割り返した金額を載せています(円単位 1円未満切り捨て)
お問合せ 福祉保健課 ☎64-4836